

[事案 2019-48] 契約解除取消等請求

・令和元年 11 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不告知教唆または告知妨害を理由に、契約解除の取消しおよび入院給付金とがん保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

がんと診断され、入院・手術をしたので、平成 30 年 3 月に契約した組立型保険の入院特約にもとづき入院給付金等を請求したところ、5 年以内の糖尿病による診察や 7 日以上にわたる通院等を告知していなかったとして、契約は解除され、給付金等は支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約解除を取り消して、入院給付金とがん保険金を支払ってほしい。

- (1) 糖尿病を告知しなかったのは、募集人から治療や服薬をしていなければ大丈夫と言われたためである。
- (2) 甲状腺腫を健康診断の項目で告知したのは、募集人の指示であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人による不告知教唆および告知妨害の事実は認められない。
- (2) 保険金の請求内容と不告知事実には因果関係がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が不告知教唆または告知妨害を行ったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。